



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

**Q1** 国は「生涯現役社会」や「一億総活躍」と銘打って、健康で意欲と能力があれば、高齢者でもずっと働けるようにしようとしています。現状はどうですか？

**A1** 今年の4月以降に60歳を迎える方の年金は、62歳から年金受給開始です。定年が60歳だとすると、2年間収入が無くなりますので、企業に対し年金が受給できるまでの間「希望者全員」継続雇用する義務があります。また、62歳から受給できるのは報酬比例部分のみですから満額もらえる65歳まで雇用確保措置を義務づけています。

具体的には①～③のいずれかです。

- ① 定年の引き上げ
- ② 継続雇用制度の導入(労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可)下線部分は平成25年4月から廃止
- ③ 定年の定めの廃止

このうち②の労使協定は、法改正以前に労使協定で年金支給開始年齢以上の方に再雇用基準を定めてあれば、適用しても良いという経過措置です。

再雇用の実態もなかなか厳しいものがあるようで、例えば、定年前までは住居手当等があったのに、継続雇用では転勤であっても住居費用はすべて自分で負担しなければならなくなるという例を聞きました。

また、組織のトップであったために、今までの部下が辞めて欲しいと言っているのを辞めなくてはならないという例もあるそうです。

収入が平均以上にあったのに老後破産という言葉も聞かえてきますね。一方で人手不足ですから、安い時間給で飲食店や量販店などで活躍するシニアも多いようです。

年齢を重ねてから新しい仕事を覚えるのは難しいので、できれば経験豊富なスキルを生かして、体力・気力のある内は働きたいものです。もちろん、私自身もそうですが・・・。

**Q2** 高齢者を活用することで中小企業でももらえる助成金がありますか？具体的に教えてください。

**A2** 平成28年4月から新しい「高齢雇用安定助成金」があります。

まず「高齢者の雇用環境整備に関する計画の策定」を行い、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に届出、計画認定を受けて下さい。

次のいずれかの高齢活用措置を行い、かかった経費の2/3(中小企業)または1/2(大企業)が支給されます。(上限1,000万円)

- (1) 新たな事業分野への進出等
    - ・高齢者が働きやすい事業分野への進出
    - ・既存の職務内容のうち高齢者の就労に向く作業の切り出し
  - (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善
    - ・高齢者の就労機会の拡大が可能となる機械設備の導入・改善、作業方法、作業環境の改善等
  - (3) 高齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し
    - ・賃金制度・能力評価制度の導入等
    - ・短時間勤務制度の導入
    - ・専門職制度の導入等
    - ・研修システム・職業能力開発プログラムの開発等
  - (4) 高齢者に対する健康管理制度の導入
    - ・法定の健康診断以外の健康管理制度の導入
  - (5) 定年の引上げ等
    - ・66歳以上への定年の引上げ
    - ・定年の定めの廃止
    - ・希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
- 経費として認められるのは、計画策定経費や機械設備の購入、改修工事経費、コンサルタント相談料などがあります。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980